法令等遵守(コンプライアンス)体制

当行は、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、コンプライアンス体制を充実していくことを、企業活動の最重要課題の一つとして位置づけております。

法令等遵守(コンプライアンス)体制

●当行の基本方針

当行は行是を「信を万事の本と為す」と定めており、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、社会からの信用と信頼を確保することを企業理念としております。

当行では、この行是の精神を行内に広く浸透・徹底させるとともに、コンプライアンス態勢を充実していくことを、企業活動の最重要課題の一つとして位置づけております。また、この基本方針は、「仙台銀行の企業倫理」及び「私たちの行動規範」として明文化し、役職員の行動指針としております。

当行は、役職員一人ひとりが、あらゆる法令や規程等を遵守するとともに、社会の常識や良識、道徳などに基づく行動を実践し、地域社会からの信頼に広く応えられるよう全力を挙げて取り組んでおります。

●運営体制

当行では、本支店が一体となったコンプライアンス運営体制を以下のように構築・強化し、コンプライアンス態勢の一層の充実に向けて取り組んでおります。

(1)取締役会、監査役、コンプライアンス・リスク管理委員会

①取締役会

取締役会は、コンプライアンスに関わる基本方針並びに遵守規準等を策定するとともに、コンプライアンスに関する諸問題について議論を行うなど、コンプライアンス態勢の構築にあたります。

②監査役

監査役は、取締役会に付議されたコンプライアンスに関する議案に対し必要に応じて意見を述べるなど、コンプライアンス態勢を監視しております。

③コンプライアンス・リスク管理委員会

取締役頭取を委員長とするコンプライアンス・リスク 管理委員会を毎月開催し、業務全般におけるコンプライアンスへの取り組み状況等について、全行的な視点に立って協議し、コンプライアンス態勢の強化・充実を図っております。

④内部管理体制整備分科会

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織である内部管理体制整備分科会において、内部管理体制上の問題点の発見・協議・検討を行い、改善策を同委員会へ提言するなどの活動を行っております。

(2) コンプライアンス統括部署

①コンプライアンス室

当行におけるコンプライアンスを推進・統括する部署 として、企画部にコンプライアンス室を設置しております。

当室では、当行全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、中立的、牽制的立場から客観的評価及び教育指導等を行うとともに、各部署と連携し、コンプライアンス態勢の充実、強化にあたっております。

②「コンプライアンス・プログラム」等の策定

コンプライアンス室では、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、取締役会の承認を得て取り組んでおります。

(3)本部·営業店

(1)コンプライアンス責任者・担当者

本部各部・営業店毎に、コンプライアンス責任者・担当者を配置し、本支店一体での取り組み体制を構築しております。お客さまに接する営業店では、支店長がコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの中心的な役割を担っております。

②営業店

営業店では、「コンプライアンス・プログラム」の基本方針等に基づき、職場研修などの具体的な施策を営業店毎に立案・策定いたします。その取り組みは、毎月支店長が自己評価を行い、四半期毎に統括部署であるコンプライアンス室に報告し、同室が報告内容を検証しております。

併せて、コンプライアンス室と業務監査部が営業店へ臨店モニタリングを行い、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況及びコンプライアンス態勢の整備状況をチェックする体制としております。

③本 部

本部では、所管業務に関わるコンプライアンス事項を 統括するとともに、コンプライアンス上の課題への取り 組みや営業店への教育指導を行っております。また、関 係各部やコンプライアンス室と連携し、「コンプライアン ス・プログラム」の策定に参画するなど、コンプライアン ス態勢の充実、強化に取り組んでおります。

仙台銀行では、今後とも、全役職員のコンプライアンス に対する意識を更に浸透させるとともに、実効性のある 内部管理態勢の確立に向けて取り組んでまいります。

仙台銀行の企業倫理

1.社会的責任と公共的使命の遂行

銀行のもつ社会的責任と公共的使命を常に意識し、健全な経営を通じて円滑な金融の維持と信用秩序に努めます。

2.信用・信頼の確保

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、常に確固たる倫理観のもと、誠実かつ公正な企業活動を遂行し、社会からの信用・信頼を確保いたします。

3.地域経済と取引先の利益尊重

地域経済とお客さまの繁栄に寄与するため、質の高い金融サービスを提供し、地域との共存共栄に努めます。

金融商品に関する勧誘方針

当行は、金融商品販売法への対応といたしまして「金融商品に関する勧誘方針 | を定め、金融商品の販売にあたって適切な勧誘をするよう努めております。

- 1. わたしたちは、金融商品の内容を十分に熟知したうえで、その内容を正しくお客さまにご説明いたします。また、断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 2. わたしたちは、お客さまご自身の判断によりお取引きいただけるよう、リスク内容などの重要な事項について、書面での交付その他の適切な方法によりご理解をいただくよう努めます。
- 3. わたしたちは、お客さまのご迷惑となる時間帯には、金融商品の勧誘は行いません。なお、事前にお客さまのご了解をいただいている場合を除きます。
- 4. わたしたちは、お客さまに金融商品に関する十分かつ的確な情報を提供するため、当該金融商品に関する商品特性、事務処理要領などの習得、研鑽に努めます。
- 5. わたしたちは、お客さまの知識、経験、財産状況を踏まえ、適切な商品の勧誘を行います。
- 6. わたしたちは、金融商品販売法、証券取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部体制の強化に努めます。

